平成２２年（再ロ）第６号
鳥取県境港市花町129番地５
再生債務者　作野　真幸
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年３月２日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年４月１日まで
平成23年３月２日　鳥取地方裁判所米子支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第５７号
大阪市東住吉区駒川５丁目９番16号
再生債務者　松下　悦規
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年２月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月28日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第３号
島根県浜田市内田町356番地７
再生債務者　内田　朝美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年２月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月25日　松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（再ロ）第５号
大津市下阪本６丁目25番17―113号
再生債務者　三上　克利
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年２月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月１日
大津地方裁判所民事部再生係

平成２２年（再ロ）第７号
鹿児島県いちき串木野市大里4607番地３
再生債務者　濵田　忠義
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年２月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月28日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２２年（再ロ）第１２号
盛岡市下米内１丁目６番47号
再生債務者　佐々木正明
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年２月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月１日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（再ロ）第１０００３号
茨城県日立市十王町伊師3905番地の５
再生債務者　高橋　克典
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年２月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月２日　水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（再ロ）第５号
熊本市西梶尾町488番地４
再生債務者　藤本真由美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年２月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月１日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（再ロ）第１５号
愛知県瀬戸市東松山町155番地の28
再生債務者　橋本理一郎
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年２月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月１日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（再ロ）第３４号
仙台市太白区大野田字王ノ檀44番地
再生債務者　菅井　誠一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年２月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月１日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（再ロ）第８号
金沢市金石西４丁目19番30号
再生債務者　中村　尚一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年２月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月２日　金沢地方裁判所

平成２２年（再ロ）第１０００３号
栃木県宇都宮市豊郷台２丁目17番地11
再生債務者　長谷川　清
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年３月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月２日
宇都宮地方裁判所第１民事部

給与所得者等再生による再生計画取消

平成１８年（再ロ）第１号
長野県北安曇郡白馬村大字北城2370番地６
再生債務者　古川　隆俊
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成18年７月11日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年３月１日　長野地方裁判所松本支部

給与所得者等再生による変更再生計画認可

平成２０年（再ロ）第２号
大分県豊後高田市臼野1749番地
再生債務者　深江　千春
１　主文　本件変更再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年２月21日までの意見聴取期間が経過した変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月28日
大分地方裁判所中津支部破産再生係

外国倒産処理手続の承認・強制執行等禁止命令及び管理命令

平成２３年（承）第１号
大韓民国ソウル特別市江南区三成洞145―９
大韓海運ビル
債務者　大韓海運株式会社
代表者共同管理人　イ・ジンバン
同　チェ・ビョンナム
１　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
２　主文
⑴　債務者について大韓民国ソウル中央裁判所において平成23年２月15日に開始された大韓民国の債務者回復及び破産に関する法律における回復手続（同裁判所事件番号2011フェハプ14回復）を承認する。
⑵　債務者の日本国内における業務及び財産に関し、承認管財人による管理を命ずる。
⑶　すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行、仮差押え又は仮処分の手続（ただし⑴で承認の決定をした外国倒産手続において弁済が禁止されていない債権に基づくものを除く。）をしてはならない。
３　承認管財人　大韓民国ソウル特別市瑞草区瑞草洞1642―14　瑞草ロッテキャッスル84
イ・ジンバン
大韓民国高陽市一山東区白石洞1151―８
チェ・ビョンナム
平成23年２月28日
東京地方裁判所民事第８部

訂正及びお詫び

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十三年四月十六日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十三年二月二日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年八月十三日
掲載頁　八十七頁（号外第一七〇号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年八月十三日
掲載頁　八十二頁（号外第一七〇号）
平成二十三年三月十日
札幌市東区北二四条東二〇丁目一番二一号
（甲）株式会社ツルハフィナンシャルサービス
代表取締役　大船　正博
札幌市東区北二四条東二〇丁目一番二一号
（乙）株式会社エンバイラメント
代表取締役　大船　正博